

## 第 11 回静岡県ものづくり競技大会実施計画

### 1 目的

職業能力開発施設や工業高校、専門学校等で技能の習得に取り組む生徒等を対象とした競技大会を開催し、若年者ものづくり競技大会、高校生ものづくりコンテスト東海大会への出場者を選出するとともに、本県のものづくり産業を支える若い技能者の技能向上を図る。

### 2 主催

静岡県ものづくり競技大会実行委員会

### 3 協賛・協力

大会の実施に当たり、競技用材料、役務等に関する各種協賛・協力を依頼する。

### 4 日程

日 付	競技部門
令和 5 年 1 月 13 日 (金)	グラフィックデザイン、配管
1 月 28 日 (土)	その他 (総合の部 7 部門、高校生の部 7 部門)
1 月 30 日 (月)	結果発表

※ 旋盤・フライス盤部門の事前練習日は 1 月 27 日 (金) とする

### 5 競技部門

#### 【総合の部】 9 部門

機械製図 CAD、旋盤、フライス盤、電子回路組立て、電気工事、建築大工、IT ネットワークシステム管理、グラフィックデザイン、配管

#### 【高校の部】 7 部門

旋盤、電子回路組立て、木材加工、溶接、シーケンス制御、化学分析、測量

### 6 選手定員

選手定員は、第 1 回全体会議で協議し決定する。

### 7 競技会場

競技会場	競技部門	
	【総合の部】	【高校の部】
県立工科短期大学校 沼津キャンパス	電子回路組立て IT ネットワークシステム管理	溶接
県立工科短期大学校 静岡キャンパス	旋盤、フライス盤 電気工事、配管	
県立浜松技術専門学校	建築大工	
県立科学技術高等学校	機械製図 CAD	旋盤、電子回路組立て 木材加工、化学分析 シーケンス制御、測量
静岡デザイン専門学校	グラフィックデザイン	

## 8 参加資格

大会開催時に県内の職業能力開発施設、専門学校等又は静岡県工業高等学校校長会に属する高等学校において技能を習得中の者であること。

ただし、若年者ものづくり競技大会（全国）に出場を希望する選手は、競技職種に関する就業経験がなく、生年月日が平成15年4月2日以降の者に限る（グラフィックデザイン部門は平成14年4月2日以降）。

## 9 参加申込方法

- (1) 各校で選手を選考し、別に定める選手参加申込書により大会事務局に申し込む。その際、推薦順位を付けて提出する。
- (2) 部門ごとに定めた選手定員を超えた場合は部門委員長と大会事務局で調整し、選手を決定する。
- (3) 選手定員に満たない場合は、再募集を行う。
- (4) 参加申込をした選手をやむをえない理由で変更する場合には、大会当日受付時までには大会事務局に申し出る。
- (5) 参加を申し込む選手は、大会参加に当たって写真撮影や氏名、年齢、所属等の公表について同意する場合には、別に定める同意書を提出する。

## 10 表彰

- (1) 部門ごとに上位3名を入賞者とし、県知事賞を授与する。
- (2) ただし、部門ごとに入賞基準点を設け、それに満たない者は入賞者とししない。

## 11 成績の公表

- (1) 参加者（チーム）数に応じて、次表のとおり、上位者の氏名を職業能力開発課のホームページで公表する（入賞基準点をクリアした者のみ）。

参加者（チーム）数	発表順位
～6	3
～15	5
16～	7

## 12 部門委員及び部門委員長

- (1) 職業能力開発施設、工業高校、専門学校等の職員から部門委員を選出する。
- (2) 選出された部門委員の合議により、部門ごとに部門委員長を選出する。
- (3) 部門委員長は部門委員、審査員を統括する。
- (4) 部門委員は部門委員長の指揮の下、大会の開催に関する打合せへの出席、課題及び採点基準の作成、各校の出場枠の決定、必要な機器・道具・材料等の事前手配、競技会場の設営等、部門ごとの運営に当たる。

## 13 審査員

- (1) 審査員は部門委員長、部門委員が兼務する。
- (2) 必要に応じて、(1)以外の外部の者を審査員に委嘱することができる。
- (3) 審査員は提出された課題の採点、競技中の審査を行う。
- (4) 外部に委嘱した審査員には、謝金11,000円と交通費（いずれも税込み）

を大会終了後に支払う。

14 部門担当校長

- (1) 高校生の参加する競技部門には、原則として部門担当校長を置く。
- (2) 部門担当校長は工業高等学校長会により選出する。
- (3) 部門担当校長は担当する部門の統括を行う。
- (4) 部門担当校長は競技において問題が発生した場合、部門委員長、部門委員、審査員と協議の上、対応する。

15 大会実行委員会事務局

大会実行委員会事務局は、職業能力開発課及び県立科学技術高等学校に置く。

16 その他

その他大会実施に必要な事項は別に定める。